

令和2年5月27日

## 6/1 から 6/30 までの保健管理センターの相談業務体制と 健康診断証明書の発行について

5月25日に、緊急事態宣言は解除されましたが、オンライン授業体制の大きな変更はなく、大学構内への関係者以外の立ち入り禁止、やむを得ない事情のある学生以外の入構禁止体制に変更はないため、6月一杯の保健管理センターの相談体制は、5月と同様、

- ① **hokekan@u-gakugei.ac.jp へのメール相談**
- ② **月・水・金曜日、10:00～14:00 の時間帯の電話相談 TEL: 042-329-7211**
- ③ **スカイプや Teams を使用したビデオ相談**

としております。この方法の中からご相談下さい。

また、センター内の健康診断証明書の発行機は使用できなくなっております。就活などで健康診断証明書の発行が必要な方は、メールや電話でご相談頂くか、提出先が「昨年度の健康診断証明書」で構わない場合は、ポータルのお知らせより、「入構規制期間中の各種証明書発行について」から「証明書申し込み表（郵送用）」をダウンロードして記入した上で、保健管理センター宛に、返信用封筒を同封の上、郵送して下さい。

東京学芸大学保健管理センター